

①

公益法人等が普通法人に移行する場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

別表十四(八)

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 公益認定の取消しにより普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入に関する明細書

移行日又は適格合併の日	1	・	簿価純資産価額 (2) - ((3) + (4))	5	円
資産の帳簿価額	2		公益目的取得財産残額	6	
負債の帳簿価額	3		累積所得金額の益金算入額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7	
利益積立金額	4		累積欠損金額の損金算入額 (6) - (5) (マイナスの場合は0)	8	

II 移行法人が普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

移行日又は適格合併の日	9	・	翌 期 繰 越 調 整 公 益 目 的 財 産 残 額 の 計 算	当初調整公益目的財産残額又は 期首調整公益目的財産残額 (20)又は(前期の(35))	23	円
資産の帳簿価額	10			当期における公益目的支出の額	24	
負債の帳簿価額	11			同上のうち損金不算入額	25	
利益積立金額	12			過年度において損金不算入とされた 公益目的支出の額のうち当期認容額	26	
簿価純資産価額 (10) - ((11) + (12))	13			調整後の当期公益目的支出の額 (24) - (25) + (26)	27	
当初調整公益目的 財産残額の計算	修正公益目的 財産残額	14		当期における実施事業収入の額	28	
	公益目的収支差額の収入 超過額	15		同上のうち益金不算入額	29	
	時価評価損の額	16		過年度において益金不算入とされた 実施事業収入の額のうち当期加算額	30	
	時価評価益の額	17		調整後の当期実施事業収入の額 (28) - (29) + (30)	31	
	修正公益目的財産残額 (14) + (15) + (16) - (17) (マイナスの場合は0)	18		差引 (27) - (31) (マイナスの場合は0)	32	
	簿価純資産価額 (13) (マイナスの場合は0)	19		当期における損金不算入額 (23)と(32)のうち少ない金額)	33	
累積所得金額の益金算入額 (13) - (20) (マイナスの場合は0)	21	当期における益金不算入額 (31) - (27) (マイナスの場合は0)		34		
累積欠損金額の損金算入額 (20) - (13) (マイナスの場合は0)	22	期末調整公益目的財産残額 (23) - (24) + (28) (マイナスの場合は0)		35		

## 別表十四（八）の記載の仕方

### 1 公益認定の取消しにより普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入に関する明細書

この明細書は、法人が法第64条の4（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定の適用を受ける場合（令第131条の5第1項第1号又は第2号（累積所得金額から控除する金額等の計算）に掲げる場合に該当する場合に限ります。）又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第64条の4の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合（令第131条の5第1項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

### 2 移行法人が普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

(1) この明細書は、法人が法第64条の4の規定の適用を受ける場合（令第131条の5第1項第3号又は

第4号に掲げる場合に該当する場合に限る、その事業年度開始の日において同条第7項に規定する調整公益目的財産残額を有する場合を含みます。）又は法第81条の3第1項（法第64条の4の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合（令第131条の5第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する場合に限る、その連結事業年度開始の日において同条第7項に規定する調整公益目的財産残額を有する場合を含みます。）に記載します。

(2) 「当初調整公益目的財産残額又は  
期首調整公益目的財産残額 23 は、  
（20又は（前期の35））」

当期に行った合併に基因してその合併に係る被合併法人が有していた令第131条の5第7項に規定する調整公益目的財産残額がその法人のその合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日において有する同項に規定する調整公益目的財産残額とみなされる場合には、その調整公益目的財産残額を含めて記載します。